（削る）

（全球大気監視調整官）

第四十四条の二　地球環境・海洋部に、全球大気監視調整官一人を置く。

２　全球大気監視調整官は、環境気象管理官のつかさどる職務のうち地球的規模の気象（海上気象を除く。）及びこれに関連する輻射に関する地球的規模で行う組織的観測並びにその成果の解析のための技術の開発及び改良に係るものを助ける。

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

○国土交通省令第八十一号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関すること。 四の二　建設業法に基づく建設資材製造業者等に対する勧告等に関すること。 五～七の二　（略） （削る）	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告に関すること。 （新設）
五～七の二　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。	五～七の二　（略） 八　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。
九～十三　（略） 十四～四十八　（略） （建設業適正契約推進官） **第三十八条の二**　（略） ２　建設業適正契約推進官は、命を受けて、建設工事の請負契約の適正化に関する事務のうち、建設業者の指導及び監督に関する事務並びに建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関する事務で重要事項に関するものを整理する。 （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関すること。 五の二　建設業法に基づく建設資材製造業者等に対する勧告等に関すること。 六～七の三　（略） （削る）	九　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。 十～十三の二　（略） 十四～四十八　（略） （建設業適正契約推進官） **第三十八条の二**　（略） ２　建設業適正契約推進官は、命を受けて、建設工事の請負契約の適正化に関する事務のうち、建設業者の指導及び監督に関する事務並びに建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告に関する事務で重要事項に関するものを整理する。 （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告に関すること。 （新設）
六～七の三　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特	六～七の三　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特